

いのち
生命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO.16 2001.3.5
連絡先：茨城県民主医療機関連合
会 (029-228-0600)

3/19提訴

共有林問題で裁判を提訴します。

- 15 : 40 旧県議会前入り口の道路集合
横断幕を持って、タスキをかけて水戸地裁へ行進
- 16 : 00 訴状提出
- 16 : 30 記者会見、報告集会 (弁護士会館で)

共有林裁判提起の意味

全隈町産廃建設反対世話人会代表 木戸田四郎

このたびの裁判で、大枝喜代さんら6人の人たちは、赤塚設備工業が水戸市全隈町に建設を予定する、産廃処分場に隣接する共有地に、「土を埋めさせない」と、水戸地方裁判所に提訴します(平成13年3月19日提訴)。

産廃処分場は、共有地と処分場の間に薄いコンクリート板で壁を仕切って、つくられることになっています。共有地側に土を埋めたとないと、処分場の仕切り板が維持できなくなります。処分場が建設できるかできないかの鍵を、共有地側が握っている

のです。

赤塚設備工業は、共有地へ土を埋めさせてもらう代償として、平成7年4月2000万円を支払う確約書を共有林管理者に提出しました。しかし、この埋め立てには、共有林の所有者全員の承諾を得ないと、埋め立てできないという法律上の規定があります(民法251条)共有者の一部ではすでに平成6年11月の段階から処分場建設に強く反対し、共有林へ土を埋めさせないという意見がありました。

しかし、共有林所有者の中には、2000万

円の収入に目がくらみ、処分場を受け入れようとしている一部の人がいます。赤塚設備工業は、この一部の人の意向を利用して、反対の意見を強引に押さえつけて、処分場建設にしゃにむに進もうとしています。

私たちは、すでに平成7年6月から処分場建設に強く反対してまいりました。平成10年1月、茨城県知事が処分場の建設を許可したため、ただちに処分場建設・操業差止めの仮処分を水戸地方裁判所に訴えました。平成11年3月水戸地裁は、産業廃棄物最終処分場の建設・操業が水道水汚染の危険性をもっており、市民生活に計り知れない被害をもたらす恐れがあるとして、赤塚設備工業に「産廃処分場を建設・操業してはならない」という決定を行いました。しかし、赤塚設備工業はこの決定に承服せず、本裁判を要求したため、私たちはこれを受け、現在水戸地裁で本裁判が続いております。

この裁判の過程で、赤塚設備工業は何回か陳述書を提出しておりますが、その一部(平成12年12月18日・平成13年1月16日)で、処分場建設に反対する共有林所有者の大枝喜代さんたちを烈しく攻撃して、次のようにのべています。

「大枝喜代他3名は…突如不承諾の通知をしてきたもので、……その余りの無責任さ、身勝手さに驚き呆れるばかりである…」 「…仮に、その後大枝喜代が変心し埋め立て処分反対を唱えても…『組合の承諾』の効力に変更を及ぼすものではなく…」

この陳述書を見ると、大枝喜代さんたちが従来からの態度を変えて、突然建設反対の態度をとったかのように主張していますが、赤塚設備工業の主張の根拠は、平成7年4月共有林管理者に提出した確約書に、共有林管理者が署名押印しているだけで、所有者一人一人の署名も押印も一切ありません。大枝喜代さんたちが同意したという証拠は一切示さずに、「突如不承諾を通知してきた」とか、「大枝喜代らに変心し、埋め立て処分反対を唱え」などという非難は、全く当たらないものです。

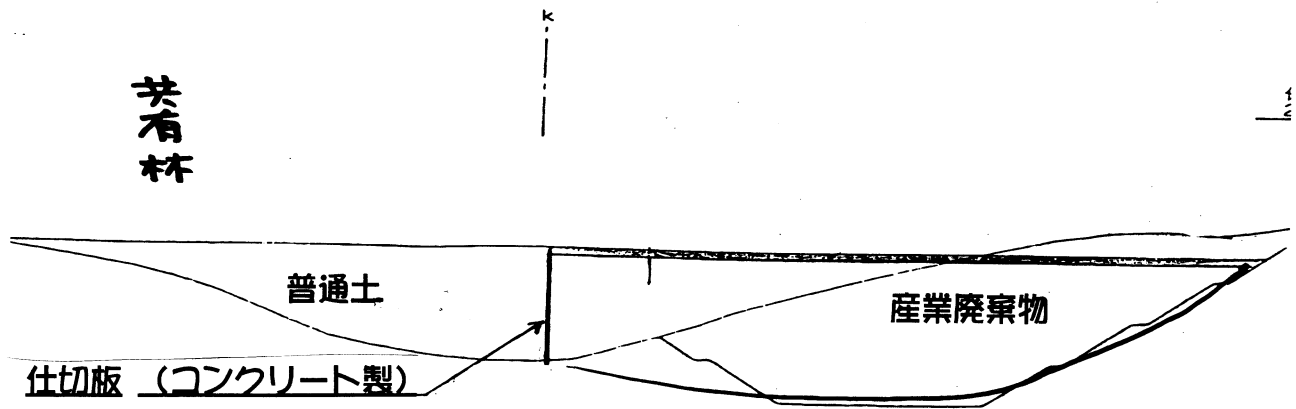
民法第251条は「各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス」と、明らかに規定しています。これは共有者全員の同意があって、初めて共有者の同意を得たと言えるのであり、大枝喜代さんたちが共有林への土の埋め立てに、これまで一度も同意していない以上、共有地埋め立ての権利は赤塚設備工業には、全くないことは明らかです。

今度の裁判で、大枝喜代さんたちが、はっきりと共有地埋め立てに反対であることを、明らかにされると思います。。そして、そのことによって産廃処分場の建設は、事実上不可能となることは明らかです。

私たちは、ひきつづいて産廃処分場建設阻止の裁判を続けて参ります。大枝喜代さんたちの裁判支援とともに、是非皆様のご支援をお願い申し上げます。



全隈町産廃処分場の断面図



水戸市全隈町の共有地

入会権の主張ができるか

小林 三 衛

水戸市全隈町に34名の共有地がある。35筆で、合計25.3713haである。地目は、山林が大半(27筆)であるが、他に原野(7筆)と雑種地(1筆)がある。

どのような経緯で共有地になったのか、つまびらかでない。その関係資料は、見あたらない。山根村の古い土地台帳はなく(戦後につくられたものが残っているだけである)。登記簿が1918年に滅失し(回復の登記がなされているが、ぜんぶを把握できない)。また、山根村史は、編纂されておらず、『水戸市史』は、山林について欠落している。(旧山根村には森林公園を含め、約1000haの山林があるが、これについての記述がない。水戸市には山林の研究者がいないのであろうか)。これを物語る古老もいないようである。登記簿によると、遅くとも1914年には、保存登記がなされたことを推測できる。1925年7

月には、38名の共有であったが(これは登記簿で確認できる)、同年9月、37名となり、1927年、35名、1928年、34名となり、その後、持分の売買が若干なされているが、34名の共有は、変更がなく現在に至っている。

共有地=共有物の変更は、共有者全員の同意が必要であり(民法251条)、処分についても、同様に解すべきである(我妻栄『物権法』[民法講義Ⅱ]219ページ)。これに対する異論はない)。変更とは、物質的変更とみられるが、法律的变化も、含まれる、と解される。共有山林の立木の伐採は、「山林其ノモノヲ毀損スルモノ」であるから、変更になる(1927年6月6日大審院刑事部判決)。立木の共有者の1人が他の共有者の同意を得ないで、伐採することは、「他ノ共有者ノ所有権を侵害スル」ので、伐採禁止の請求ができる(1919年9月27日大審院民事部判決)。共有不動産に抵当権を設定する場合

は、共有者全員の同意が必要である（1967年2月23日最高裁判所民事部判決）。賃貸借契約によるものであっても、それが山林としての用途、機能を維持できないような場合（住宅地にするとか、産業廃棄物処分場ないしその補助施設にするなど）は、明らかに物質的変更となるから、共有者全員の同意を得なければならない。

全隈町の共有地を保全するためには、民法第251条で足りるが、入会権の主張ができれば、強化される、といえよう。全隈町の大部喜代氏外12名に会い、共有地の実態について聞いた。中間報告であるが、次の

点から入会権の主張ができる。①持ち分の売買は、全隈内とされており、その売買も少ない。全隈外に売られたのは（親族）、1件だけである。②薪炭材は、全隈の者にかぎって、せり売りがなされていた。③全隈共有林組合が組織され、管理している。④間伐材などの売却代金を分配したことがあるが、原則として分配されず、組合に保留されている。土地の一部を売った代金は、出資金という名目で、組合が預かっている。⑤植林について義務人夫があり（年10日）、これに出役しないと、出不足金が課せられる。

共有林地権者を励まし、新しい裁判の

4月10日(火) 決起集会

13:30～ 裁判（水戸地裁）

大枝さんの意見陳述

2:30～4:00 現地見学 各地からの参加者も予定しています

6:00～ 共有林地権者を励まし、

新しい裁判の決起集会（水戸市民会館）

たくさんの方々の参加を呼びかけます！

裁判にはお金がかかります。カンパのおねがい

1口100円、できたら1,000円

のカンパをお願いします。水を飲んでいる

すべての人々に1口100円のカンパを！